

松本市内に空き家を所有し、売買等を検討されている方へ



松本市空き家バンクに
登録しませんか



松本市空き家バンクとは、
空き家を「貸したい・売りたい」所有者から提供された情報を、
空き家を「借りたい・買いたい」利用希望者に紹介する制度です。

松本市では
空き家を地域の資源として有効活用を行い、
松本市への移住・定住による地域の活性化を図ることを目的として
「松本市空き家バンク」を開設しました。

空き家バンクへの物件登録を希望される方は、下記までご相談ください。

空き家バンクに関する相談はこちらへ
松本市丸の内3番7号 松本市役所 移住推進課
TEL：0263-34-3193 FAX：0263-34-3493
MAIL：matsumotogurashi@city.matsumoto.lg.jp



空き家バンクサイトは
こちらから

松本市空き家バンクへ登録のメリット



ホームページに物件公開されます。
あなたの空き家を世界中で見ることができます。



売買（賃貸借）契約が成約すると、
家財の処分に補助金が使えます。

最大 10万円



松本市が協定を結んだ団体の不動産業者が仲介を行う
ので、安心して相談できます。

※画像は「松本市空き家バンク」の物件情報ページのイメージです。

当てはまる物件はぜひご登録ください！

- 松本市内の空き家（住宅・店舗併用住宅）である
- 松本市内の居住用建物で1年以内で退去日が確定している
- 空き家の所有者が売買・賃貸を認めている
- 個人の所有である
- 不動産業者と媒介契約をしていない ⇒ 市登録物件として登録できます。
- 「松本市空き家バンク登録事業者」と媒介契約をしている ⇒ 事業者登録物件として登録できます。

※ご相談されている不動産業者が登録事業者かどうかについては、空き家バンクのホームページ、もしくは直接不動産業者にご確認ください。

コラム 空き家バンクに物件を掲載して 成約に至った事例紹介

松本市外在住のAさんは市内の中山間地に8年前に空き家になった実家（築26年）を所有していました。

戻る予定がないため、売却しようと地元の不動産会社に相談し、売却相手を探してもらっていましたが、なかなか買い手が見つからず、困っていました。

そんなとき、空き家バンクのことを知り、物件登録をしたところ、掲載から1か月で千葉県からの移住希望者と成約することができました。

物件登録から掲載までの流れ

市登録物件の場合

1
申込み

「松本市空き家バンク物件登録申込書」を松本市に提出します。【提出先：住宅課】

【Point】・申込書とあわせて、以下の書類の写しを提供可能な場合はご用意ください。
○空き家の間取り図 ○登記簿 ○公図 ○固定資産税の納税通知書

2
査定

担当する登録事業者よりご連絡いたします。物件掲載に向けての打ち合わせをさせていただきます。

【Point】・担当になる登録事業者はお選びいただくことができません。
・査定の結果、物件掲載できない場合があります。

3
媒介契約

掲載に向けての準備が整いましたら、所有者と登録事業者で仲介を依頼する契約を結びます。

【Point】・物件の媒介等に、市は関与いたしません。

4
物件公開

あなたの空き家が空き家バンクに掲載されます。

【Point】・空き家及びその敷地の管理は所有者にてお願いします。
・成約した場合、宅地建物取引業法に基づく報酬等の支払いが必要となります。

事業者登録物件の場合

登録事業者に空き家バンクへの登録を希望する旨をお伝えください。



空き家バンクに関するお問合せは移住推進課まで。
(TEL:0263-34-3193 FAX:0263-34-3493)
(MAIL:matsumotogurashi@city.matsumoto.lg.jp)

空き家対策全般に関するお問合せは住宅課まで。
(TEL:0263-34-3246 FAX:0263-34-3207)
(MAIL:jyutaku@city.matsumoto.lg.jp)